

政令第 号

日本下水道事業団法施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本下水道事業団法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十六号）の施行に伴い、日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第四条第七項及び第四十六条並びに附則第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、国土交通大臣が」を削り、「次に掲げる者のうちからそれぞれ一人ずつ」を「国土交通大臣が国土交通省の職員のうちから一人任命し、理事長が次に掲げる者のうちからそれぞれ一人ずつ国土交通大臣の認可を受けて」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第二項中「国土交通大臣」を「理事長」に、「はじめて」を「初めて」に改め、「評価委員のほか」の下に「、国土交通大臣の認可を受けて」を加える。

第四条第一項中「第二十六条第一項第五号」を「第二十六条第一項第四号」に改める。

第五条を次のように改める。

(他の法令の準用)

第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十三条第一項第一号並びに第五十八条の二第一項第三号

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第四項及び第十三条

四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第八項

五 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項第三号

六 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項第三号

七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四

十四号) 第四条第二項

八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十三条第一項第三号

九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百四号)第十一条

十 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)第四条第五項

第六条を削る。

第七条中「国の行政機関」を「地方公共団体」に改め、同条を第六条とする。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

(都市計画法の準用)

2 法附則第二項の規定により事業団が同項に規定する業務を行う場合には、都市計画法第五十九条第二項及び第六十三条第一項の規定については、事業団を都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

(補助金)

3 法附則第三項の規定による補助金の額は、法附則第二項に規定する業務(附帯する業務を除く。)に要

する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。）の額に当該業務の実施により生ずべき収益の見込額を勘案して国土交通大臣が定める率を乗じて得た額を国土交通大臣が定めるところにより区分した額にそれぞれ下水道法第三十四条の規定による公共下水道又は流域下水道の設置又は改築に要する費用に係る国の補助の割合と同一の割合を乗じて得た額を合算した額とする。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 この政令の施行前に改正前の日本下水道事業団法施行令第六条第一項第九号において準用する都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項又は第六十三条第一項の規定により日本下水道事業団に対して国土交通大臣がした承認は、改正後の日本下水道事業団法施行令附則第二項において準用する都市計画法第五十九条第二項又は第六十三条第一項の規定により日本下水道事業団に対して国土交通大臣がした認可とみなす。

(行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正)

第三条 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第六号を削る。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第四条 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令(平成九年政令第三百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第八号を削る。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第五条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「及び日本下水道事業団」を削る。

## 理由

日本下水道事業団法の一部を改正する法律の施行に伴い、評価委員の任命を原則として理事長が行うこととする等所要の改正を行う必要があるからである。